下関市指令障第317号平成27年8月26日

社会福祉法人開成会 理事長 木谷 義孝 様

下関市長 中尾 友昭

指定障害福祉サービス事業者に係る指定の一部の効力停止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第48条第1項により実施した立入調査、利用者及び保護者並びに施設職員への聞き取り調査等の結果、下記の事業所について、障害者総合支援法に適合しないと認められる事項があったので、下記のとおり、障害者総合支援法第50条第1項第2号の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者に係る指定の一部の効力停止処分を行う。

記

1 処分対象事業者

名 称 社会福祉法人 開成会

所 在 地 下関市長府豊城町 3 4 5 - 1

代表者の職・氏名 理事長 木谷 義孝

2 処分対象事業所

名 称 大藤園

所 在 地 下関市長府豊城町 9 番 1 6 号

サービスの種類 生活介護

3 処分の内容

指定の一部の効力を停止(新規利用者の受入れを停止) 期間は、平成27年8月27日から平成28年8月26日まで(12か月間)

4 処分の理由

大藤園(以下「当該事業所」という。)への立入調査等において、障害者総合支援法を遵守していないと認められた事項は、次のとおりである。

- (1)当該事業所の支援員Aが利用者に対し、平成26年2月に、平手で頭をたたくことや胸ぐらをつかむ等の身体的虐待を行っていたことが確認された。また、同支援員は、利用者への支援に際して、不当に大きな声や不適切な言葉を使うなど、利用者に対し、心理的虐待を行っていたことが確認された。
- (2) 当該事業所の支援員Bが利用者に対し、平成26年1月頃に、シールの束で頭をたたく身体的虐待を行っていたことが確認された。
- (3)当該事業所の支援員Cが利用者に対し、平成26年2月頃に、暴言を吐くなどの心理的虐待を行っていたことが確認された。また、過去において利用者の手をたたくなどの不適切なケアを行っていたことが確認された。

これらの行為は、著しく利用者の意思及び人格を蹂躙するものであり、 当該利用者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めていない ため、障害者総合支援法第42条第3項の規定に違反したと認められる。

【根拠法令】

障害者総合支援法第50条第1項第2号

指定障害福祉サービス事業者が、第42条第3項の規定に違反したと 認められるとき。

5 処分決定年月日

平成27年8月26日

教 示

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して6か月以内に、下関市を被告として(訴訟において下関市を代表する者 は下関市長となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。